

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

## 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/  
association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。



※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。

もし被害にあったしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/  
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

|                                             |                  |
|---------------------------------------------|------------------|
| 長野財務事務所                                     | 026-234-2970     |
| 長野県消費生活センター                                 |                  |
| 北 信 026-217-0009                            | 南 信 0265-24-8058 |
| 中 信 0263-40-3660                            | 東 信 0268-27-8517 |
| 消費者ホットライン<br>※お近くの市町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。 | 188              |
| (公財)日本クレジットカウンセリング協会                        | 0570-031640      |
| 法テラス・サポートダイヤル                               | 0570-078374      |
| 法テラス長野                                      | 050-3383-5415    |
| 長野県弁護士会「クレ・サラ無料法律相談」※電話で受付・面談による相談          |                  |
| 長 野 026-232-2104                            | 松 本 0263-35-8501 |
| 上 田 0268-27-6049                            | 諏 訪 0266-58-5628 |
| 佐 久 0267-78-3901                            | 伊 那 0265-98-0088 |
| 飯 田 0265-48-5722                            |                  |
| 長野県司法書士会                                    | 026-232-7492     |
| 長野県司法書士会「消費者トラブル・少額トラブル相談」                  | 026-233-4110     |

### 事業者向け相談窓口

|                                                                                                   |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 法テラス・サポートダイヤル                                                                                     | 0570-078374  |
| 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター<br>ひまわりほっとダイヤル<br>※電話で受付・面談による相談<br>※地域により無料相談実施状況が異なりますので、<br>お電話の際にご確認下さい。 | 0570-001-240 |
| 長野県司法書士会                                                                                          | 026-232-7492 |

## 市区町村の相談窓口

|      |                          |                          |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 長野市  | 長野市消費生活センター              | 026-224-5777             |
| 松本市  | 松本市消費生活センター              | 0263-36-8832             |
| 上田市  | 上田市消費生活センター              | 0268-75-2535             |
| 岡谷市  | 岡谷市消費生活センター              | 0266-23-4811<br>(内線1228) |
| 飯田市  | 飯田市消費生活センター              | 0265-22-4530             |
| 諏訪市  | 諏訪市消費生活センター              | 0266-52-8199             |
| 須坂市  | 須坂市消費生活センター・特殊詐欺被害防止センター | 026-213-7188             |
| 小諸市  | 小諸市消費生活センター              | 0267-31-5100             |
| 伊那市  | 伊那市消費生活センター              | 0265-96-8165             |
| 駒ヶ根市 | 駒ヶ根市消費生活センター             | 0265-83-2377             |
| 中野市  | 中野市消費生活センター              | 0269-22-2201             |
| 大田市  | 大田市消費生活センター              | 0261-26-3225             |
| 飯山市  | 飯山市消費生活センター              | 0269-67-0726             |
| 茅野市  | 茅野市消費生活センター              | 0266-75-8188             |
| 塩尻市  | 塩尻市消費生活センター              | 0263-52-0280<br>(内線1129) |
| 佐久市  | 佐久市消費生活センター              | 0267-62-7501             |
| 千曲市  | 千曲市消費生活センター              | 026-274-0820             |
| 東御市  | 東御市消費生活センター              | 0268-75-2410             |
| 安曇野市 | 安曇野市消費生活センター             | 0263-71-2100             |

※その他の町村でも相談を受け付けています。

### ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス  
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を  
満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

### ■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務につい  
て相談に応じることができます。  
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であ  
れば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。